

ボランティア輸送のご紹介

※ボランティア輸送とは、「道路運送法の許可又は登録を要しない運送」のことです。

ボランティア輸送にはいくつかのパターンがありますが、そのうちの幾つかをご紹介します！

1 無償運送

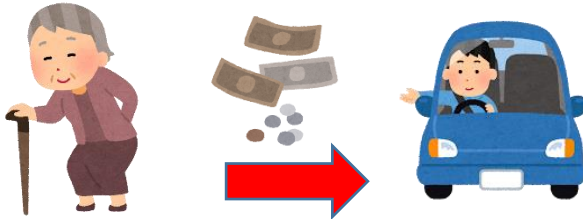
ポイント 法による規制がなく、自由

無償運送については、道路運送法による規制がなく、自由に行えます。
また、無償運送なので運送を行える範囲に制限はありません。

ポイント 一部支払いも許可等は不要

以下の行為は無償運送に伴って行えます。有償運送とはならないので許可等は必要ありません。

①謝金の支払い



ボランティア・共助に
対するお礼の気持ち

②実費の請求・支払い

1. ガソリン代等の燃料費 2. 有料道路使用料 3. 駐車場代 4. 移動サービス専用保険料 5. 運送を行うために発生した車両賃料



2 地縁団体が行うサービス

ポイント 会費等による運送サービスなら許可等は不要

・社会福祉協議会、自治会・町内会、マンション管理組合等の地縁団体の活動として、**会員が負担する会費で行う運送サービス**については、許可等は必要ありません。

・この場合、以下の行為が可能です。

- ①会費で車両を調達すること
- ②会費から当該サービスを提供するための運転者に報酬を支払うこと
- ③運送サービスの利用の有無に応じて会費に差を設けること(ただし、差額が実費の範囲内である場合に限る。)

自治会等の互助活動による運送サービス

